

海 外

米 州 諸 国

◇米国、国債発行上限を引上げ

ブッシュ大統領は、8月7日、国債発行残高が従来の上限額2兆8,000億ドルに近付いていることから、上限を700億ドル引上げ、2兆8,700億ドルとする法案に署名、これを施行した。なお、同法は本年10月31日までの時限立法であることから、同日までに上限引上げ法案を再び成立させない場合には、法定上限は従来の水準(2兆,8000億ドル)へ戻ることとなる。

◇米国、貯蓄金融機関救済のための「金融機関改革救済執行法」を成立

ブッシュ大統領が本年2月議会で提出した貯蓄金融機関救済法案は、8月9日、「金融機関改革救済執行法(Financial Institutions Reform, Recovery and Enforcement Act, 1989)、として成立をみた。

同法の内容については、財政再建との関係で破綻機関整理のための所要資金(500億ドル)の調達方法が議会での最大の争点となっていた。結局、上下院の妥協の結果、89年度所要資金の200億ドルは主に財政資金を充当する一方、90・91年度の所要資金計300億ドルについては財政上は民間企業扱いとなる新設の整理資金調達公社による債券発行代り金(財政収支非計上)を充当するとの折衷案が成立した。

同法は、①経営破綻先の整理・救済方法と②抜本的な制度改革を含む業界全体の改革の2点を柱としており(詳細は調査月報平成元年8月号「米国の貯蓄金融機関を巡る最近の動きについて」参照)、今後は同法に示されたスキームに沿って貯蓄金融機関業界全体の立直しが行われていくこととなる。

◇米国行政管理予算局、大統領・議会への財政赤字見直し第1次報告を発表

行政管理予算局(OMB)は、8月21日、グラム・ラドマン法に基づき、大統領・議会に対して90年度財政赤字

に関する第1次報告を提出した。

同報告によると8月15日までに成立した現行法ベースでの90年度の財政赤字は1,162億ドル(資産売却を除くグラム・ラドマン法ベース)に達し、グラム・ラドマン法で目標とされている1,000億ドル、および歳出カット義務が生じる許容限度額1,100億ドルのいずれをも超過するとしている。

今後は、最終的な歳出削減命令が出される10月16日までに議会が審議中の予算を手直しし、90年度の財政赤字を歳出カットの許容限度額1,100億ドル以内に収めることが必要とされている。(注)

なお、これに先立ち、議会予算局(CBO)がOMBおよび議会に対して発表した見通しによると、議会が今春大統領との間で合意した財政赤字削減のための諸措置を完全に実行した場合でも財政赤字は1,240億ドルに達するとされている。

(注) 10月のOMB報告によって90年度の財政赤字が許容限度額の1,100億ドルを超えた場合、強制的に目標額1,000億ドルになるよう歳出がカットされることとなっている。

◇連邦準備制度理事会、国債市場問題で公開理事会を開催

連邦準備制度理事会は、8月21日、「Primary Dealers Act of 1988」に基づき、日本および英国の国債市場において米国金融機関が当該国国内金融機関と同等の市場参入機会を与えられているかどうかを討議・判定した。日本についての理事採決では、シーガー理事が「日本の金融市場は、このところいくつかの改善が図られているとは言え、依然開放されているとはいえない」との見解を表明したものの、結局、5対1で米国金融機関は日本市場で概ね満足できる待遇を受けているとの判定を下した。仮に、平等な市場参入機会が与えられていないと判定された場合、日系ディーラー4社(野村、大和、日興、山一)のプライマリーディーラー資格が剥奪されることとなった筈であったが、今回の採決によって、こうした事態は、取り敢えず回避されることとなった。

なお、英国市場についても、米国金融機関の市場参入機会は確保されているとの判定が下された。

◇大手米銀、社債引受け業務を認可される

連邦準備制度理事会は、大手銀行持株会社3社に対し、その証券子会社を通じて社債の引受け・ディーリング業務を行うことを認可した。認可を受けたのはJ.P.

モルガン(認可日6月19日)、バンカーズ・トラスト・コープ(同7月26日)、チェース・マンハッタン・コープ(同前)。なおシティコープについては、自己資本の充実を含む理事会による指示の遵守等を条件に認可された(同前)。

今回の措置は、社債の引受け・ディーリング業務につき、本年1月にFRBが示した「銀行とは別法人の証券子会社が一定の量的枠内で行うのであれば、グラス・ステイガル法にも銀行持株会社法にも抵触しない」との判断に基づき、申請先を個別審査し、認可したものである。

今回の決定により銀行持株会社が証券子会社を通じて引受け・ディーリングを行い得る証券は、従来から認められている①CP、②抵当証券、③レベニュー債、④対消費者債権担保証券に加え、⑤社債の5種類になった。

欧州諸国

◇フランス、為替リスクに関するブルーデンシャルルールを発表

フランスでは、ECにおける資本移動自由化を展望し、為替リスクに関するブルーデンシャルルールを本年9月より導入する旨発表した。

本ルールは、従来の持高規制の廃止(本年6月1日付)に伴い、為替リスクを銀行経営の健全性維持の観点から管理していくことを目的としたもの。

新ルールの概要は、以下のとおり。

1. 新ルールの実施日 89年9月1日

2. 対象金融機関

(1) 銀行法に基づいて設立された銀行等の金融機関および証券会社。

——外国金融機関の現法を含む。

——新ルールの適用対象となるのは、国内店・海外店の合計ポジション。

——さらに、対象金融機関は、自己の選択により、出資比率が50%を上回る内外の子会社(金融機関)とのコンソリ・ベースで為替ポジションの管理・報告を行うことができる。ただし、コンソリ・ベースを選択した場合には、該当子会社をすべてコンソリ扱いとする。

コンソリ・ベースを選択した場合に、個々の構成金融機関にも、重複してポジションの管理・報

告義務を課すか否かについては次のように線引する。

① 50%<出資比率≤90%…親会社・子会社双方が対象。

② 90%<出資比率………当該子会社単独での報告義務なし。

(2) 外国金融機関のフランス国内における支店

——ただし、次の2つの条件を満たす場合には適用除外とされる。

① 当該金融機関の母国の監督規制が当該金融機関の海外での活動に随伴する為替リスクを考慮に入れたものであり、その内容が少なくともフランスと同等に厳格なものであること。

② 当該金融機関の本部が、母国の規制・監督に従って、フランス国内における支店の外貨取引を十分に監視し、かつ当該支店が為替リスクをカバーするに十分な資本を有している旨を確認する書面を銀行委員会事務局長に提出すること。

(3) 新ルール適用対象機関のうち、銀行委員会の定めに従って算出した外貨資産・負債のウエイトが10%を下回る先については、新ルールの実施日を90年9月1日とする。

3. 為替リスクの管理指標

(1) 対象金融機関は、為替ポジションの管理にあたって常時次の2つの条件を満たす必要がある。

① 各外貨別のショート・ポジションまたはロング・ポジションの額/自己資本≤15%

② ショート・ポジションの合計額/自己資本≤40%

(2) 通貨のフューチャーのほか、オプションを新ルールの対象として明確に位置付ける。

(3) ECUについては通常外貨とみなす扱いであるが、為替ポジション算出の際には構成通貨に分解して計上することもできる。金、銀、地金等の貴金属も同様に外貨とみなす扱いとする。

4. 報告義務

対象金融機関は、毎四半期末営業日の営業終了後のポジション動向等を銀行委員会に提出する。

5. 為替リスク管理体制の整備

為替リスク管理のために以下のシステムを確立することを、対象金融機関の行動準則として規定する。

① 外貨取引に関するデータが即時に入力され、グ

ローバル・ベースおよび通貨別の為替ポジションが常時把握できるシステム。

- ② 為替リスクの監視・管理システム。
- ③ 上記諸措置の実行に必要な内部手続きのコントロール・システム。

◆英国SIB(証券投資委員会)、証券投資業務に対する規制ルール簡素化を目的とした新提案を公表

英国の証券投資業者の規制監督団体であるSIBは、8月8日証券投資業務に対する規制ルールの大幅簡素化を目的として、現行ルールに代わる3つの体系からなる新規制ルール(Regulation of the conduct of Investment Business)の導入を提案した。

(1) 3つの体系(three tier approach)は次のとおり。

Top tier (基本原則)：SIBは、全業者が遵守すべき基本原則10項目(公正取引、顧客に対する誠実性・適切な情報提供、利益相反の回避等)を規定。

Second tier (コア・ルール)：SIBは、上記基本原則を補足・拡充するために、業者と顧客間の関係についてのより具体的な規定を盛り込んだ46項目にわたるコア・ルールを作成。

Third tier：TSA(証券協会)等各自規制団体(SRO)は、SIBの制定した基本原則、コア・ルールの趣旨を踏まえ、各々の個別状況を勘案しながら詳細な行為規範を策定。

(2) 本提案のポイントは、次のとおり。

- ① これまでのルール体系は、まず、SIBが詳細にわたる諸規定からなるルールを作成、各SROはSIBルールにならってさらに別途詳細ルールを設けるといった重複の多い構成となっていたが、今回のアプローチでは、SIBは上記の簡素化された“基本原則”、“コア・ルール”の2つのみを定めることとし、具体的な行為規範の策定は全て各SROに委譲。
- ② ルールの表現方法についても、これまでの法律用語を駆使した難解な文体を改め、簡明な表現を使用。
- ③ 従来から、投資家に幅広い損害賠償請求権を認めている点等が業者に過度の負担を強いるものとして批判的となっていた金融サービス法第62条の修正を支援。

◆スイス政府、ファイナンス・カンパニー規制の強化を決定

スイス連邦政府は、8月23日、「銀行類似ファイナンス・カンパニー」(以下「ファイナンス・カンパニー」)に対する規制強化を内容とした銀行法施行令(政令)の改正(1990年1月1日より実施)を閣議決定した。

1. 改正のポイント

今次改正のポイントは、「ファイナンス・カンパニー」形態を廃止し、現在同形態で活動している金融機関(含外銀)に対しては、原則3年間の経過期間内に、銀行法上の銀行免許の取得を義務付ける」というもの。改正の主な内容は以下のとおり。

(1) 銀行法における「銀行業務」の範囲を、次のとおり明文化したこと。

- ① 不特定多数に資金融通を行う目的で公に預金を勧誘すること。
- ② 不特定多数に資金融通を行う目的で多数の銀行から多額の借入れを行うこと。
- ③ 有価証券等の引受業務を行うこと。

——現行銀行法には「銀行業務」の定義に関する明文規定はなく、従来は解釈によって上記①のみが銀行業務とされてきたが、今後は同②、③(ファイナンス・カンパニーの行っている業務)も銀行業務に含め、その旨を施行令に明記。

(2) 上記①～③の業務のいずれかを営むファイナンス・カンパニーは、施行令発効後6か月以内にスイス連邦銀行委員会(銀行監督機関)に届出るとともに、施行令発効後3年以内に銀行免許を取得することを義務付けたこと。

——免許取得要件は、以下の4点。

- ① 定款、内規により業務範囲が明確に定められており、十分な事務組織を有していること。
- ② 資本金が2百万スイスフラン以上であること。
- ③ 取締役、マネージャー等経営陣の過半数がスイス人であり、かつ適正な業務遂行を期待しうること。
- ④ 免許申請者が外銀の子会社である場合には、当該外銀の母国とスイスとの間にレシプロ関係が成立していること。

(3) 上記経過期間(3年)内に銀行免許取得の要件を満たすことができない先は、同業務の営業を認められないこと。

—ただし、当該ファイナンス・カンパニーがレシプロの要件のみを満たさない場合には、経過期間を延長し、また経過期間終了後も解散命令以外の適宜の措置を講ずることができる。

(4) 90年1月1日以降、6か月の届出期間満了後(7月1日以降)は、上記銀行業務を営む「ファイナンス・カンパニー」の設立は認められないこと。

2. 改正に至る背景は、概略以下のとおり。

スイスでは、伝統的に「預貸業務」のみが銀行業務とされている。このため、引受等証券業務を主業務とするファイナンス・カンパニーは一部の報告義務を除き、銀行法の諸規制の枠外にあり銀行監督の対象外とされている。しかしながら、最近の「金融の証券化」に伴い伝統的銀行業務と証券業務との境界の不分明化が強まる中で、以下の問題等が発生しており、ファイナンス・カンパニー銀行法上の銀行として同法による規制の枠内に置くことを求める声がスイス系銀行を中心に強まってきた。

- ① 預金者保護(銀行法により担保)とのバランス上、有価証券に係る投資家保護体制整備の必要性に対する認識が台頭しつつあること。
- ② 業務同質化の下で銀行法上の規制を受ける銀行と、ファイナンス・カンパニーとの競争条件の不平等化が無視し得ないものとなってきていること。
- ③ 外銀現法への銀行免許交付にあたっては、当該外銀母国との間に「レシプロ関係」が成立していることが銀行法上の要件となっているが、銀行法の適用されないファイナンス・カンパニーについては、建前としては同原則とは無関係に設立が認められることとなっているため、ファイナンス・カンパニーの増加により、銀行法上の「レシプロ原則」が空洞化の方向にあること。

アジア・大洋州諸国

◆台湾中央銀行、公定歩合を引上げ

台湾中央銀行は、8月22日、公定歩合を8月23日から2.25%引上げる(5.5%→7.75%)ことを決定した。今回の引上げについて、中央銀行では、「預貸金利自由化を認めた改正銀行法に対応し、市場金利と公定歩合との乖離縮小を図ることにより金利政策の有効性確保を狙ったもので、政策スタンスの変更ではない」(俞副総裁)とコメント。なお、従来公定歩合に連動して変更されていた

預金最高金利、貸出最高・最低金利は銀行法改正に伴い7月19日に廃止されている。

公定歩合の推移

1986年3月4日 86年10月18日 89年4月1日 89年8月23日
4.75%→ 4.5%→ 5.5%→ 7.75%

◆豪州、1989/90年度予算案を発表

オーストラリア政府は、8月15日、89/90年度(89年7月~90年6月)予算案を議会に提出した。同予算案は、歳入が959億豪ドル(前年度比+8.9%)、歳出が868億豪ドル(同+5.6%)で、差引き91億豪ドルの黒字となっている。同国では、経常収支赤字を削減する目的で、3年前から財政収支を黒字化させてきているが、本年度の黒字幅が3年間では最大になっている。また、キーティング蔵相は、予算演説の中で、「財政黒字はすべて国家債務の返済にあてる」と述べており、これにより債務負担は徐々に軽減される見通し(国家債務の名目GNP比率<6月末>88年21.3%→89年17.0%→90年13.0%)。

財政収支の推移

	86/87年度	87/88年度	88/89年度	89/90年度
財政収支(億豪ドル)	Δ 26	+ 21	+ 59	+ 91
名目GNP比(%)	Δ 1.0	+ 0.7	+ 1.8	+ 2.5

なお、歳入、歳出面の特徴は下記のとおり。

- (1) 歳入…景気拡大を背景に、各税項目について増収を見込んでいる。まず、個人所得税については、本年7月1日から減税が実施されたにもかかわらず、雇用者所得の増大等により、前年度比+8.0%と比較的高い伸びを予測しているほか、法人所得税についても、企業収益が好調なことから、2年連続で、二桁の伸び(同+10.7%)を見込んでいる。また、販売税等間接税についても、個人消費の堅調な伸びから、同+9.8%と順調な伸びを期待している。
- (2) 歳出…前年度比5.6%の増加となっているが、実質ベースや名目GNP比で見ると、いずれも前年を下回る(前年度比実質ベースΔ0.6%、名目GNP比Δ0.8ポイント)など引続き緊縮型予算を継続している。項目別にみると、一般行政費等経常支出が相当厳しく絞り込まれている反面、社会保障・福祉関連支出の増加が目立っている。社会保障費については、年金支給額引上げ(週当たり2豪ドル増額)等により、また保健費

についても医療給付の増大等により、それぞれ前年水準を大きく上回っている(前年度比社会保障費+10.6%、保健費+9.2%)。この結果、上記2項目に教育費を加えた福祉関連予算の全体に占める比率は、前年度の49.8%から51.7%へと上昇している。

また、今次予算案と同時に発表された本年度経済見通しの概要は次のとおりである。

- ① 実質GDP成長率…外需が前年度のマイナスからプラスに転じる(純輸出前年度比88/89年度△4.4%→89/90年度+0.75%)ものの、内需は、設備投資を中心に民間最終需要の増勢が鈍化する(国内民間最終需要同88/89年度+7.0%→89/90年度+3.0%)ため、実質GDP成長率は前年度をやや下回る見通し(88/89年度+3.3%→89/90年度+2.75%)。
- ② 消費者物価上昇率…最近の為替レート安と国内需要の増勢鈍化とが相殺し合って、消費者物価上昇率は前年度並みにとどまる見通し(88/89年度+7.4

豪州の89/90年度予算案

(百万豪ドル)

	88/89年度 (実績)	89/90年度 (予算案)	前年度比 増減(Δ)率%
歳入総額	88,027	95,875	8.9
租税収入	83,252	91,325	9.7
所得税	59,535	65,535	10.1
関税	3,803	4,082	7.3
物品税	8,603	9,264	7.7
販売税	9,402	10,500	11.7
税外収入	4,775	4,550	Δ 4.7
歳出総額	82,128	86,753	5.6
国防費	7,780	8,327	7.0
教育費	6,044	6,688	10.7
保健費	10,790	11,778	9.2
社会保障費	23,802	26,334	10.6
住宅費	1,239	1,416	14.3
文化費	1,078	1,081	0.3
公営事業費	5,160	5,115	Δ 0.9
一般行政費	5,765	5,846	1.4
公債利子支払	7,403	7,280	Δ 1.7
地方政府交付金	13,606	13,978	2.7
財政収支	5,899	9,122	54.6

(注) 物品税(Excise Duty)…原油、石油製品、LPG等に課税

販売税(Sales Tax)…財・サービス一般に対して卸売段階で課税

%→89/90年度+7.5%)。

- ③ 経常収支…同国が輸出する一次産品価格の下落や最近の為替レート安に伴う交易条件の悪化(前年度比△3.5%)から、赤字幅は拡大する見通し(88/89年度△174億豪ドル→89/90年度△185億豪ドル)。

◇ニュージーランド、1989/90年度予算案を発表

ニュージーランドは、7月27日、89/90年度(89年7月～90年6月*)予算案を議会に提出した。同予算案は、歳入が282億ニュージーランドドル(前年度比+10.8%)、歳出が251億ニュージーランドドル(同+5.9%)で、差引き31億ニュージーランドドルの黒字となっているが、このほか政府公社への貸し付け等が38億ニュージーランドドル見込まれているため、実質的には、7億ニュージーランドドルの赤字となる。ただ、赤字幅は、前年度比225百万ニュージーランドドル縮小しており、名目GNP比でも、前年度と比べ0.44%ポイント低下する見込み(財政赤字の名目GNP比88/89年度1.5%→89/90年度1.06%)。また、ケージル蔵相は予算演説の中で、「来年度は実質的な黒字予算に転換させたい」旨述べている。

*同国の会計年度は、本年度より、従来の4～3月より7～6月へと移行。

なお、歳入、歳出面の特徴は下記のとおり。

- (1) 歳入…法人税、一般消費税、および酒税・たばこ税での税率引上げ(法人税28%→33% 89/4月実施、一般消費税10%→12.5% 89/7月実施)等による大幅増収(前年度比法人税+15.9%、一般消費税+26.8%)を主因に、全体としては前年度比+10.8%の伸びを予想している。なお、土地税に関しては基礎控除(17万5千ニュージーランドドル)を撤廃する代わりに、税率を引下げる措置(2%<現行>→1.5%<89/10月>→1.0%<90/10月>)がとられる。
- (2) 歳出…最低保障所得の引上げ(遇当たり10ニュージーランドドル増額)等により、社会保障費(前年度比+12.8%)、教育費(同+9.6%)等の増大を図っているが、その一方で、公営企業に対する政府出資の回収等を歳出のマイナス項目(政府事業費)に計上しており、全体的には抑制色が強い(同+5.9%)。

ニュージーランドの89/90年度予算案

(百万ニュージーランドドル)

	88/89年度 (実績)	89/90年度 (予算案)	前年度比 増減(Δ)率%
歳入総額	25,473	28,234	10.8
租税収入	22,864	25,935	13.4
所得税	12,863	13,985	8.7
法人税	1,903	2,205	15.9
一般消費税	4,339	5,500	26.8
その他間接税	2,768	2,455	Δ 11.3
税外収入	2,609	2,298	Δ 11.9
歳出総額	23,741	25,135	5.9
一般行政費	2,506	2,769	10.5
外交・国防費	1,611	1,734	7.6
教育費	3,569	3,913	9.6
産業開発費	1,228	1,231	0.3
運輸・通信施設費	672	712	5.9
社会保障費	9,123	10,292	12.8
保健・医療費	3,639	3,791	4.2
債務償還費	4,493	4,720	5.1
政府事業費	Δ 3,100	Δ 4,145	—
歳入 - 歳出	1,733	3,099	78.9
政府公社への貸付等(控除)	2,686	3,828	42.5
財政収支	Δ 954	Δ 729	—